

第 6 章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進と進行管理

(1) 「2025年・2040年」を見据えた施策展開

「団塊の世代」の人たちが75歳以上となる令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据えて、町や日常生活圏域における将来像を描きながら、そこへ至るステップとして本計画の施策を展開します。

(2) 介護保険法の一部改正への対応

「地域包括ケアシステム」の深化・推進とともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険制度の改正について、改正内容に応じた対応に努めます。

(3) 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策の推進と評価

「地域包括ケアシステム」に不可欠な構成要素である「医療・介護の連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「介護予防の推進」、「多様な担い手による生活支援サービスの提供」、「高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者の住まいの整備」、「認知症施策の推進」等について、各要素の施策の進捗を定期的に評価しつつ、必要な見直しを行って、さらに施策を推進します。

(4) 「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進

国は、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、様々な改革を進めています。

住民一人ひとりが、地域における様々な課題を「我が事」として捉え、自助・互助へとつなげるためには、福祉・医療に関する身近な問題、自身の健康の増進や介護に関する情報等、様々な情報提供、普及啓発が必要不可欠です。

地域団体活動などのあらゆる機会での周知・啓発に努め、幅広い層への意識醸成を図ります。

2 関係機関との連携

(1) 庁内関係各課との連携

本町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、庁内の関係各課が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる多良木町社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体などを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化することで、本計画の推進を図っていきます。

(3) 住民との協働

本計画に位置づけられた高齢者福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる住民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。

地域福祉の浸透を図り、住民が主体的に活動できるよう、高齢者福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、住民との協力関係を構築していきます。

(4) 障害者福祉との連携

平成29(2017)年施行の「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(地域包括ケア強化法)」により、「障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用」という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害者(児)が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉それぞれに位置づけられました。

すでに介護保険サービスを提供している介護保険サービス事業所が、高齢者と障害者(児)が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的として、障害福祉サービス事業の指定を受けやすくするため、基準緩和等が行われるものです。

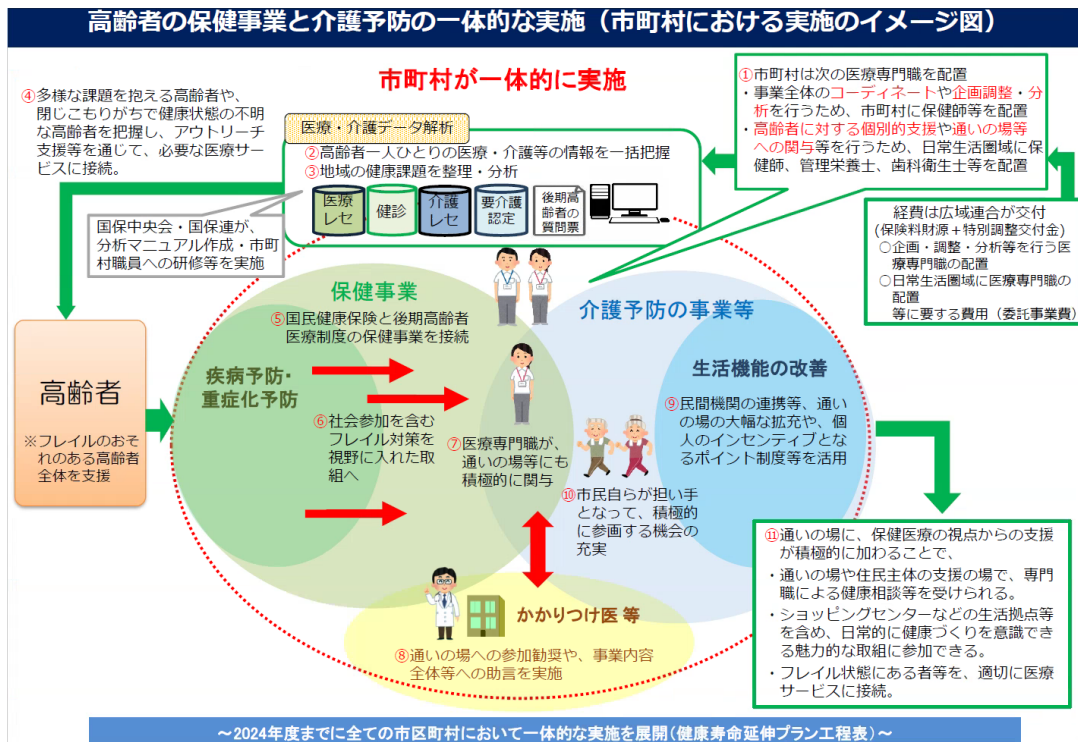
介護と障害の双方の関係者における互いの制度に対する理解の遅れから、本人や家族への説明が不十分のままサービス移行する、また適切な支援が行われないなどの課題が発生することも懸念されることから、十分な連携を図る必要があります。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和2（2020）年施行の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが求められました。

市町村においては専属の保健師等の配置や通いの場等へ積極的に関与する理学療法士等医療専門職の配置と各種医療・介護データの分析を行うこと、その結果に基づくフレイルのおそれのある高齢者への支援、保健事業による疾病予防・重度化予防の取組と介護予防事業による生活機能の改善に取り組むことが必要とされています。

本町においても地域支援事業を実施する高齢者支援関係部署、保健事業を実施する国民健康保険関係部署及び保健センターと一体となって本事業に取り組む必要がありますが、まずは介護予防の実践の場である「地域の通いの場」の普及・拡充が必須となります。既存のいきいきサロンや通いの場が継続的に実施されるよう支援を行い、新規の立ち上げについても関係部署や生活支援コーディネーター、介護予防サポーター等の地域の担い手と連携して、これら取組の重要性を伝えながら支援を行っていきます。



資料：厚生労働省（令和2（2020）年4月）

3 重点的取組と目標の設定について

介護保険法第 117 条の規定に基づき、市町村は「被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付費の適正化」に関して本計画期間中に取り組むべき事項及びその目標値を定めることとされています。

高齢者一人ひとりがその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要となります。

本町では、元気な高齢者がいきいきと暮らし、多くの高齢者が活躍しているまちを目指すため、以下の取組を本計画期間中の重点的取組と目標として定め、介護保険法に基づく実績評価を毎年度行い、PDCA サイクルによる取組の推進を図ります。

(1) 被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止に関する事項

【取組①】

健康づくり・介護予防

【目標①】

- ・町内各地区で、高齢者が自発的な介護予防の取組ができるよう、住民主体の「通いの場」（週 1 回以上開催）の箇所数を増やすため、継続支援と新規立ち上げを支援します。
- ・継続支援として、“高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施”による健康相談等、新しいメニューの提供や効果測定等を行います。
- ・新規立ち上げ支援として、他地区や近隣町村の「通いの場」の見学会や説明会等を行います。
- ・「いきいき百歳体操」に使用する備品等の貸出しを行います。

目標	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
「通いの場」（週 1 回以上開催）箇所数	8 か所 (多良木 4・久米 3・黒肥地 1)	11 か所 (多良木 4・久米 4・黒肥地 3)	14 か所 (多良木 5・久米 5・黒肥地 4)

※87 頁に関連する取組について記載

【参考】令和 2（2020）年度現在の通いの場実施地区

多良木 1 区の 2・多良木 2 区の 1・多良木 7 区の 2・久米 5 区・久米 10～12 区

実施内容：介護予防体操「いきいき百歳体操」を主として実施

【取組②】

認知症高齢者の支援

【目標②】

- ・認知症に対する理解促進・啓発のため、これまで行ってきた認知症サポーター養成講座を継続して実施し、特に企業・職域型をメインに取り組みます。
- ・キャラバンメイトの積極的な活動を促すためフォローアップ研修を実施します。
- ・新規のキャラバンメイトを養成します。
- ・認知症高齢者及びその家族が気軽に通えるような認知症カフェの設置に取り組みます。
- ・『チームオレンジ』など、認知症サポーターが実際に活動できるような仕組みづくりを行います。

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの数	2,450名	2,600名	2,750名
活動しているキャラバンメイト数	18名	23名	28名
認知症カフェの箇所数	1か所	2か所	3か所
チームオレンジ設置数	1チーム	2チーム	3チーム

※95～96 頁に関連する取組について記載

(2) 介護給付費の適正化

【取組】

多良木町介護給付適正化計画（※）に定める各取組

【目標】

多良木町介護給付適正化計画（※）参照

※109～110 頁に記載

4 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況については、「多良木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」で、毎年度、把握・点検・評価を行っていきます。

また、計画の最終年度の令和5（2023）年度には、目標の達成状況を点検、評価し、その結果を町の広報紙やホームページ等で公表します。

